

緊急一時避難施設の更なる指定促進について

令和8年3月31日
消 防 庁

緊急一時避難施設の更なる指定促進

- シェルター基本方針を踏まえ、緊急一時避難施設の更なる指定促進について、内閣官房・消防庁・内閣府から、指定権者（都道府県及び政令指定都市）に対し以下の内容の通知を発出。

【指定促進の取組の方向性】

- 都道府県の管内各市区町村※の人口カバー率100%の達成を目標とする。 ※ 指定都市にあっては管内行政区。以下同じ。
- 政治経済の中枢を含む都市部などでの指定や既存の地下施設の指定のほか、自然災害時との避難施設のデュアルユースを推進。これらの取組を通じ、管内市区町村の昼間人口カバー率100%についても目指していく。 など

【具体的な取組内容】

令和8年度から令和12年度までの期間を「第2次集中取組期間」として設定し、次の取組を進める。

(1) 施設類型に応じたきめ細やかな指定

上記3府省庁から、民間施設等の関係府省庁に対し協力依頼をし、各府省庁からそれぞれの関係団体等に対して必要な情報提供や協力依頼をすることにより、各指定権者の取組が円滑になるよう支援。

(2) 防災分野と連携した施設の指定

自然災害時における帰宅困難者対策の一時滞在施設となっている民間施設について、民間事業者・施設管理者の理解や協力、参画を丁寧に得ながら緊急一時避難施設としての指定を促進。

(3) 国が管理・所管する施設の指定

国が管理・所管する施設について、当該施設の特性等を踏まえ指定を進める。上記3府省庁から各府省庁に対し協力依頼をするとともに、指定可能な国有施設の候補についてリスト化を順次行い、各指定権者に提供。

- このほか、関係各府省庁、地方自治体、民間事業者等とも連携の上、緊急一時避難施設の具体的な運用面の課題の検討・整理を進める。